

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1381号)

平成29年2月9日

横情審答申第1381号

平成29年 2 月 9 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年 5 月27日建建安第172号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「確認申請書（確認番号4 旭特定番号）のうち合格通知書（2. 平成4年
7月7日旭区役所区政部建築課係長A（現建築指導部長）が新築を適法と検
査確認し、金融公庫と建築主へ宛て発行した文書の原義一式。）」の非開示
決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち合格通知書（2.平成4年7月7日旭区役所区政部建築課係長A（現建築指導部長）が新築を適法と検査確認し、金融公庫と建築主へ宛て発行した文書の原義一式。）」について非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち合格通知書（2.平成4年7月7日旭区役所区政部建築課係長A（現建築指導部長）が新築を適法と検査確認し、金融公庫と建築主へ宛て発行した文書の原義一式。）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年4月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件における確認申請書のうち合格通知書については、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に規定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）に当たる平成4年度の行政文書分類表の保存期間3年の「金融公庫融資住宅設計及び現場審査申請関係書類」に該当する文書である。そのため、本件において対象とされた行政文書は、保存期間の経過により既に廃棄済みであり、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件審査請求文書は、裁判所及び実施機関各部署において既に公にされている情報であるため、開示すべきと考える。

- (3) 実施機関が本件審査請求文書を非開示にする理由は、実施機関が土地を搾取した犯罪行為について文書による発覚をおそれるがために、隠ぺいするためとしか考えられない。
- (4) 実施機関は、平成20年11月5日に、平成4年4月6日に申請した確認申請書を審査請求人宅に持参している。また、実施機関は、本件審査請求文書を3年保存した後に廃棄したと主張しているが、3年保存した後に廃棄しているのであれば、平成20年11月5日には存在していないはずである。

5 審査会の判断

(1) 建築確認等に係る事務について

横浜市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、建築主から建築物の計画について申請がされた場合、建築局建築指導部建築安全課（平成4年度当時は各区の区政部建築課）で、申請された図面等を建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条に定められる建築基準関係規定に適合するかどうかを確認し、適合する場合は確認済証を発行している。

また、確認済証を交付した場合には、建築中及び完成後に現地において建築基準法の適合性について検査を行っている。

建築確認等に係る一連の資料については、本件開示請求文書に係る平成4年度の時点では確認申請書の保存期間が建築基準法等に定められていなかった。そのため、平成4年度の文書分類表により確認したところ、合格通知書については「金融公庫融資住宅設計及び現場審査申請関係書類」に該当する文書として、保存期間は3年であった。

なお、平成19年度以降、確認申請書については建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の3に確認済証の交付の日から起算して15年間の保存期間が規定されている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、旭区白根三丁目特定番地に係る平成4年度の確認申請書（確認番号4旭特定番号）の一部であり、金融公庫の融資を受ける際に必要な検査を行い合格した場合に発行する合格通知書である。

(3) 本件処分の妥当性について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1366号（平成28年12月7日。以下

「先例答申」という。)では、旭区白根三丁目特定番地に係る平成4年度の確認申請書(確認番号4旭特定番号)のうち誓約書、確認通知書及び合格通知書が対象行政文書であった。本件審査請求文書は、先例答申に係る対象行政文書のうち合格通知書である。先例答申では、実施機関が確認申請書のうち合格通知書を廃棄済みであり、非開示としたことは妥当であると判断している。

現時点において先例答申における判断を覆すような事情の変化は認められず、本件処分の妥当性についての当審査会の判断は、先例答申において示したとおりである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年5月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年6月20日 (第197回第三部会) 平成28年6月23日 (第292回第一部会) 平成28年6月24日 (第295回第二部会)	・諮問の報告
平成28年6月27日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年11月25日 (第304回第二部会)	・審議
平成28年12月7日 (第305回第二部会)	・審議
平成29年1月17日 (第306回第二部会)	・審議